

令和5年度 第1回 熊本大学建設工事等入札監視委員会議事概要

開催日及び場所	令和5年7月31日(月) 熊本大学黒髪南C2(工学部1号館)2階 共用会議室A	
委員	委員長 三浦宏之(三浦・江越法律事務所) 委員 外山啓太(福岡監査法人) 委員 松家武樹(熊本高等専門学校)	
審議対象期間	令和4年4月～令和5年3月	
抽出案件(合計)	5件	(備考) ・今回の審議対象期間においては、再苦情の申立て及び同審議依頼はなし。 ・文部科学省入札監視委員会の点検事項を参考に抽出された案件について個別に審議を行った。
建設工事(小計)	5件	
一般競争入札 (政府調達に関する協定対象工事)	0件	
一般競争入札 (上記工事を除く)	4件	
工事希望型競争入札	0件	
通常指名競争入札	0件	
随意契約	1件	
設計・コンサルティング業務(小計)	0件	
公募型プロポーザル方式	0件	
簡易公募型プロポーザル方式	0件	
簡易公募型プロポーザル方式(拡大)	0件	
標準型プロポーザル方式	0件	
一般競争入札	0件	
随意契約	0件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	特になし	

別 紙

質 問	回 答
1. 建設工事及び設計・コンサルティング業務に関する入札・契約手続の運用状況等について（報告）	
資料1：令和5年度入札監視委員会建設工事及び設計・コンサルティング業務一覧（令和4年4月～令和5年3月契約分） ・特になし	
資料2：総括表（建設工事） ・一般競争入札において、総合評価落札方式を行うかどうかはどの様に判断されているのか。	・金額（予定価格）で判断している。
資料3：総括表（建設・コンサルティング業務） ・特になし	
資料4：指名停止等一覧表 ・特になし	
2. 審議対象建設工事及び設計・コンサルティング業務について（審議）	
資料5：（医病）基幹整備（電話交換設備）工事 【一般競争入札（総合評価落札方式）】 審議事項：競争入札において応札者が1者のみの事業 ・電話交換機及びPHS基地局の更新という工事内容であるが、切り分けて発注するかどうかはどの様に判断されているのか。何か決まりはあるのか。 ・内線実装数500回線以上の経験というのがネックかと思われるが、この基準はどの様な経緯で設定されたのか。 ・入札結果一覧表中の法律上の最低入札金額とはどういったものか。 ・後で審議するエレベーター工事の件で、一者応札に関するチェックリストが添付されているが、他の案件においても同様のチェックリストが作成されているのか。	・基本的には施工性、現場に与える影響等考慮し、今回は一緒にした方が金額的にも抑えられるというメリットを勘案して、一緒にすることを決定している。 ・現状の回線数が1900回線であり、本学における基準で概ね現状の1/3程度の実績を設定することとしていることから当初は600回線の実績を求めることを検討した。その後WGにおいて、条件的に厳しいのではないかという意見があり、事前に業者への聞き取りを行った上でこの実績を設定した。 ・最低入札価格（税抜き）に対し、税込み額ということ。 ・チェックリストを作成しているわけではないが、同様の視点で確認を行うとともに、競争参加資格の要件設定を行っている。
資料6：（大江北）基幹・環境整備（給排水設備等）I期工事 【一般競争入札（総合評価落札方式）】 審議事項：競争入札において応札者が1者のみの事業 ・昔は雨水と汚水の合流式は普通で今は違うと言うことか。 ・今回Ⅲ期に分けて行うということだが、どういった場合に分けることになるのか。範囲が広いとか期間が長くなる等か。 ・入札が5回行われており、第1回目から第5回目までで30%くらい金額が下がってきている、最近の人件費高騰や物価高の状況からここまで下げることができるのかと思われるが第5回目まで行った事情について何かご存じであれば教えて欲しい。 ・第5回目まで行うとかなり時間を要するのではないか。	・当時は合流式が多かったと思われるが不衛生であることから、近年の方向性として分けることとしている。 ・範囲が広いことや、施工にあたりキャンパス内の道路を閉鎖する必要があることのほか、予算執行の都合上、一年でできるような範囲で区分けしている。 ・第1回目は希望額で第2回目以降は実際に受注可能な金額とされ、以降、徐々に下げて契約可能と判断した金額で入札されたと推測される。 ・電子入札で実施しており、再入札を行う場合、業者数によっても異なるが開札から次回入札まで概ね30分程度の間隔を開けて設定している。

別紙

質 問	回 答
<p>資料7：（黒髪南）自然研・理学部総研棟等空調設備改修工事 【一般競争入札（最低価格落札方式）】 審議事項：競争入札において応札者が1者のみの事業</p> <p>・契約後、納品されるまでに期間を要する設備もあると思われるが、工期設定において事前に考慮されているのか。</p> <p>・メーカーまで指定されているのか。</p> <p>・仕様を満たすものがあるかどうかについて、メーカーに確認されているということか</p> <p>・再公告にあたり落札方式を変更することについては問題ないのか。</p> <p>・総合評価落札方式だと、申請に関して手間が増えるから参加しにくいと言うこともあるのか。</p>	<p>・事前にメーカーに確認したうえで、工期設定している。また、今回のケースは1回目入札を試みたが整わず、2回目の入札を行ったものである。工期が短いように感じられるが、再公告を行った案件のためである。</p> <p>・指定はしていない。</p> <p>・そのとおり。</p> <p>・工期の問題もあり再公告の結果不調となると年度内での実施が難しくなることもあり、参加の開口を広げるために落札方式を変更した。</p> <p>・確かに、最低価格落札方式と比較して提出書類は多くなるので、それにかかる手間を敬遠されることも考えられる。</p>
<p>資料8：（黒髪南）特高受電棟高圧配電盤改修Ⅲ期工事 【一般競争入札（最低価格落札方式）】 審議事項：競争入札において1回目の入札で落札率が99%以上の事業</p> <p>・調査基準価格が0円になっているのは何故か。</p> <p>・工事名から難易度の高い内容かと思われるが、落札した業者は2級の資格者を配置予定技術者としており、その他の業者は1級の資格者を配置予定としているが、施工にあたり安全上問題なかったか。</p> <p>・業者間で入札額にかなり開きがあるのは何故か。</p>	<p>・調査基準価格は、規則で予定価格税込込み1000万円以上の時に設定することとなっているため本件では設定していない。</p> <p>・大学には電気工作物を保安・管理・監督する電気主任技術者という有資格者がおり、その者の監督の下に施工されているので、受注者が配置する技術者とダブルチェックを行う体制となっている。</p> <p>・今回の工事内容は、メーカーが製作した高圧遮断器の据え付け等を行う内容になるため、入札額に関してはメーカーの見積りによるところが大きいと思われる。業者毎に査定率や採用するメーカーも異なると思われるのでそこで差が出ているものと思われる。</p> <p>・また、本学においても複数のメーカー（少なくとも3者）から見積りをとるようにしており、性能は変わらないのでその中からより安価なものを採用することとしている。</p>
<p>資料9：（本荘中）R1総合施設エレベーター設備改修工事 【一般競争入札（最低価格落札方式）】 審議事項：随意契約のうち少額随契でない事業</p> <p>・予定価格が1千万円を超えているが調査基準価格が設定されていないのはなぜか。</p> <p>・エレベーターの耐用年数はどれくらいか。</p> <p>・用途に関係なくそれくらいの年数なのか。</p> <p>・契約後に資材が高騰することも考えられるかと思うが、その様な場合に大学として何か対応する仕組みはあるのか。</p> <p>・その仕組みというのは契約前の段階でのものなのか、契約後の段階でのものなのか。</p> <p>・リサイクル工事とはどのようなものか。</p>	<p>・随意契約方式においては、最低基準価格を設けていないため。</p> <p>・法定耐用年数は約17年、ただ本学で更新計画を立てる際には20～25年という目安で更新することとしている。</p> <p>・概ねそのとおりだが、個々のエレベーターによって劣化度が異なるため、法定点検の結果によっては関係なく対応している。あくまで、適切な保守管理を行った上での法定耐用年数、計画更新年数となる。</p> <p>・必要に応じて契約変更する等、対応する仕組みはある。</p> <p>・本件は工期が短いので、資材高騰が影響することは考えにくいですが、工期が長いものになると契約後にそういったことによる業者からの申出も考えられる。</p> <p>・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事。</p>

別 紙

質 問	回 答
3. その他 本委員会の任務について	
・成績評定に関して基準等はあるか。	・成績評定要領があり判断基準についても示されている。
・建築に関する知識のないものでも対応可能か	・成績は、本学の監督職員、検査職員がそれぞれ採点していくが、具体的な基準があるのでそれらを提示・ご説明させて頂く予定である。
・評価項目の中に創意工夫という項目があったかと思うが、その評価などはある程度知識が無いと難しいのではないかと思うがどうか。その項目についても基準等があるのか。担当者の判断で評価されているのか。	・仕様書や本学が求めるものに対して有効な提案であるかどうかを複数の職員で判断している。担当者個人の判断で決定することはない。
・不服、再苦情があがってくるとすればどの様なものが想定されるのか。心配なのはこちらに判断する能力があるのかということ。基準があつてそれへのあてはめですと言うことなのか。自主的な判断を求められてくると結構厳しいのではないかと思われる。	・本学で総合評価落札方式で入札を行う場合、成績評定点が65点未満は欠格ということにしており、恐らく他の国立大学法人も同様の基準と思われる。また、実際に成績評定に関して再苦情の申出の実績もないところではある。
・業者にとっては、入札参加にあたり、成績評定点数は大きな問題であるので、あまりに低い評点の場合は申し出ることになるとと思われる。	
・今まで無かったので今後も無いだろうということはいえないと思うので、きちんと準備しておいた方がよい。	・確かに慎重に対応していく必要がある。
	・最初の苦情は、大学において対応し、その回答に対してさらに不服がある者が再苦情を申し出てきた際に当委員会で審議頂くこととなる。
・了承。	